2026年11月9日

各　　位

会 社 名　三　洋　貿　易　株　式　会　社
代表者名　代表取締役社長　　新谷　正伸
（コード番号：3176 東証プライム市場）
問合せ先　管理部門担当 取締役　　大谷　隆一
（電話番号：03-3518-1111）

（開示事項の変更）当社取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する契約内容の一部変更のお知らせ

当社は、2023年１月16日、2024年１月16日、2025年１月16日及び2026年１月16日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」（以下「原開示」という。）にてお知らせしたとおり、当社の業務執行を担う取締役および執行役員（以下「対象取締役等」という。）に対して譲渡制限付株式を付与しておりますが、本日開催の取締役会において、原開示にてお知らせした当社と対象取締役等のうち取締役を兼務しない執行役員との間の「譲渡制限付株式割当契約」の内容を一部変更する旨決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の目的

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主との価値の一層の共有を目的として、2023年より譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。株式付与にあたりましては、当社と対象取締役等との間で、原開示の「３．本割当契約の概要」に記載された内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しており、過去４回の契約においては、譲渡制限期間を各割当日から対象取締役等が当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任するまでの期間とし、当該退任をもって、譲渡制限を解除する条件を付しております。

しかしながら、長期的な株式価値の共有という制度の趣旨に鑑み、執行役員（取締役を兼務する者を除きます。以下同じ。）については、その任期満了により執行役員を退任した場合であっても、当社の正社員としての在籍を終えるまで譲渡制限が継続する条件とすることが適切であると考え、過去４回の締結済契約につき契約の一部を変更することといたしました。

２．変更の内容

原開示の「３．本割当契約の概要」における以下の箇所を変更いたします。変更箇所は下線を付しております。なお、以下に記載している変更箇所を除き、原開示の記載内容に変更はありません。

【変更前】

① 譲渡制限期間

当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任するまでの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役等は割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等が、本株主総会から翌年の定時株主総会までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）継続して当社の取締役および執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役等が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間中において当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち本割当契約の概要①の本譲渡制限期間が満了した時点において本割当契約の概要②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

【変更後】

① 譲渡制限期間

当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任するまでの期間。ただし、当社の執行役員である対象取締役等が、本役務提供期間（下記②に定義します。）の満了により執行役員を退任した後も、引き続き当社の正社員として在籍する場合は、当該正社員としての地位を退職する（定年退職を含みます。）までの期間。なお、本役務提供期間中に執行役員を退任した場合の取扱いは、下記②および③に定めるとおりとします。

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役等は割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

② 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役等が、本株主総会から翌年の定時株主総会までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）を通じて継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除します。ただし、当社の執行役員である対象取締役等が、本役務提供期間の満了により執行役員を退任した後も引き続き当社の正社員として在籍する場合は、当該正社員としての地位を退

職した時点（定年退職を含みます。）をもって本割当株式の全部について譲渡制限を解除します。また、本譲渡制限期間中に対象取締役等が死亡した場合、または本役務提供期間中に当社取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、本役務提供期間の開始日を含む月の翌月から退任日または死亡日を含む月までの月数を12で除した数（１を超える場合は１とします。）に本割当株式の数を乗じて算出した株式数（１株未満の端数は切り捨てます。）について、退任日または死亡日の翌月１日に譲渡制限を解除します。この場合、１か月に満たない日数は１か月とみなし、当社は、事務処理上必要な場合、当該解除日を合理的な範囲で調整することができるものとします。ただし、当社の執行役員である対象取締役等が、本役務提供期間中に当社取締役会が正当と認める理由により執行役員を退任した後も引き続き当社の正社員として在籍する場合は、上記の算式により算出した株式数について、当該正社員としての地位を退職した時点をもって譲渡制限を解除します。なお、譲渡制限の解除の具体的方法は、譲渡制限付株式割当契約に定めるものとします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等が、本役務提供期間中に当社の取締役または執行役員の地位を退任した場合（執行役員を退任した後も引き続き当社の正社員として在籍する場合を含みます。）には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合および死亡による場合を除き、当該退任の時点において本役務提供期間中である割当てに係る本割当株式を当然に無償で取得します。また、対象取締役等が当社の就業規則に基づき懲戒解雇または諭旨退職の処分を受けた場合その他譲渡制限付株式報酬規程および譲渡制限付株式割当契約に定める事由に該当した場合には、当該規程および契約に定める範囲の本割当株式を当然に無償で取得します。

当社の執行役員である対象取締役等が、本役務提供期間中に当社取締役会が正当と認める理由により執行役員を退任した後も引き続き当社の正社員として在籍する場合は、上記②の算式により算出した株式数を超える本割当株式を、退任日の翌月１日をもって当然に無償で取得します。

本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

なお、上記の変更は、当社の執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）である対象取締役等に係る契約内容を変更するものであり、当社の取締役である対象取締役等に係る譲渡制限期間、譲渡制限の解除の条件および無償取得の事由は、従前のとおりです。

３．変更時期

本日以降、当社と対象となる執行役員との間で変更契約書を締結し、当該変更契約書の締結をもって、当該執行役員に係る契約内容を変更いたします。

以　上